



通学路改善要望 説明会資料

海老名市教育委員会
就学支援課 就学支援係
(R8.4.1作成)

目次

- 1 通学路概要・・・・・・・・・・P3
- 2 通学路の点検・・・・・・・・P5
- 3 通学路改善要望について・・・P6
- 4 要望受付～対策までの流れ・・・P10
- 5 担当課等連絡先・・・・・・・・P13

要望書の作成方法については、
別添「通学路改善要望書作成の手引き」を使って説明します。

海老名市
イメージキャラクター
「えび～にゃ」



1 通学路概要

通学路の種類について

- 通学路は「①基幹通学路」と「②基幹通学路以外の通学路」の2種類です。
 - ①は、多くの児童・生徒が通学するメインストリート
 - ②は、自宅の敷地を出たところから、基幹通学路までの道
- 学校では車両の交通状況等をふまえ、危険と判断し、通ることを勧めていない場所もあります。
- 新たに通学路を検討する際は、学校と相談して安全な道であることを確認の上、通るようにしてください。

各学校の通学路については、
学校へお問い合わせください。



1 通学路概要

通学中に事故等にあった場合はどうなるの??

- 海老名市では、市内小中学校に通う児童生徒全員を対象とし、「日本スポーツ振興センター災害給付金制度」と「個人賠償責任保険」に加入しています。（市が掛け金を全額負担）
- 保護者は子どもを安全に学校へ通学させることに対し、責任をもって管理指導する義務があり、登下校の安全確保の責任は、学校ではなく保護者にあります。



登下校中の事故等が起きないように
保護者が管理指導を行いましょう。

2 通学路の点検

- 危険な場所があったら？
まずは通学路変更の検討をお願いします。
変更できない場合に、ソフト・ハード面の安全対策を検討ください。
- 登校班の集合場所について
集団登校を実施する場合は、それぞれの自宅からの距離や安全性等
を確認してください。
- 立哨活動のお願い
通学路改善要望書を提出いただいても、対策ができない場所もあり
ます。その際は、保護者の方による立哨をお願いします。



日頃の点検をお願いします！

3 通学路改善要望について



通学路改善要望とは…

通学路内で問題があり、児童生徒が安全に通うことができるように改善してほしい場合、市へ要望するものです。

- 通常は通学路安全対策委員会を通して検討・対策を行います。
- 毎年6月末頃を要望書提出の締切とし、学校がとりまとめて就学支援課へ提出します。

通学路安全対策委員会とは??

通学路の安全確保を目的として、市役所内の関係各課及び海老名警察署、厚木土木事務所東部センターで組織しており、市内小中学校から提出された通学路改善要望に対し、対応の協議、対策の実施を進めています。

■組織委員

海老名市（就学支援課・地域づくり課・道路管理課・道路整備課）

海老名警察署（交通課・生活安全課）

神奈川県厚木土木事務所東部センター（道路維持課）

- 上記委員会を通さずに取り扱うことができる要望もあります。

※P8・9で説明

3 通学路改善要望について

(1) 通学路安全対策委員会で取り扱う必要がある要望

- 計画的な対応を要する修理や整備
- 予算計上を行い、大規模な工事が必要な場合
- 県道に関する要望

年に1度
受付
(6月末×)

※上記以外の要望も対応します。

※要望受付～対策までの流れについてはP10参照



白線・道路標示の塗装



道路のカラー塗装

3 通学路改善要望について

(2) 通学路安全対策委員会を通さずに取り扱うことができる要望

①軽微な改善が必要な場合

- ・路面（歩道）の補修
- ・ガードレール等の補修
- ・電柱幕の交換 等

※対応可能なのは市道のみです。

随時受付

注意

【流れ】

各学校から就学支援課へ
要望書を提出



就学支援課から関係各課等に連絡・協議



関係課と学校関係者で対応

県道に関する要望の場合は、上記委員会を通す必要がありますので、ご注意ください。

3 通学路改善要望について

(2) 通学路安全対策委員会を通さずに取り扱うことができる要望

②緊急で対応が必要な場合

- 信号機の破損や故障（海老名警察署）
- 通学路上に倒木（各道路の管理者）
- 電柱が通学路を遮断

（状況により市役所担当課・電力会社等民間企業）等

随時受付

【流れ】

直接所管の担当課へ連絡



報告を受け、各課で協議・検討

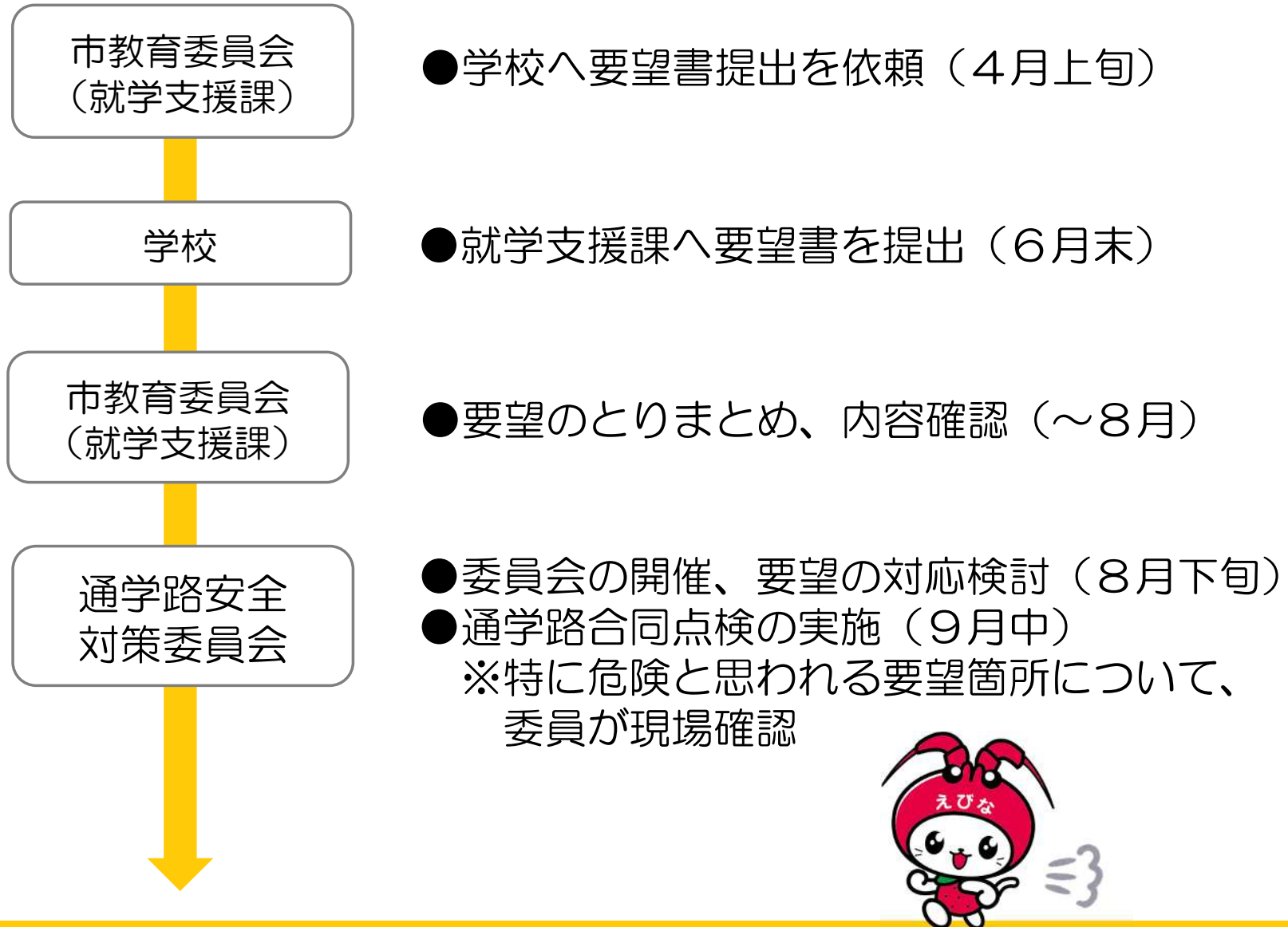


現状を把握した上で対応

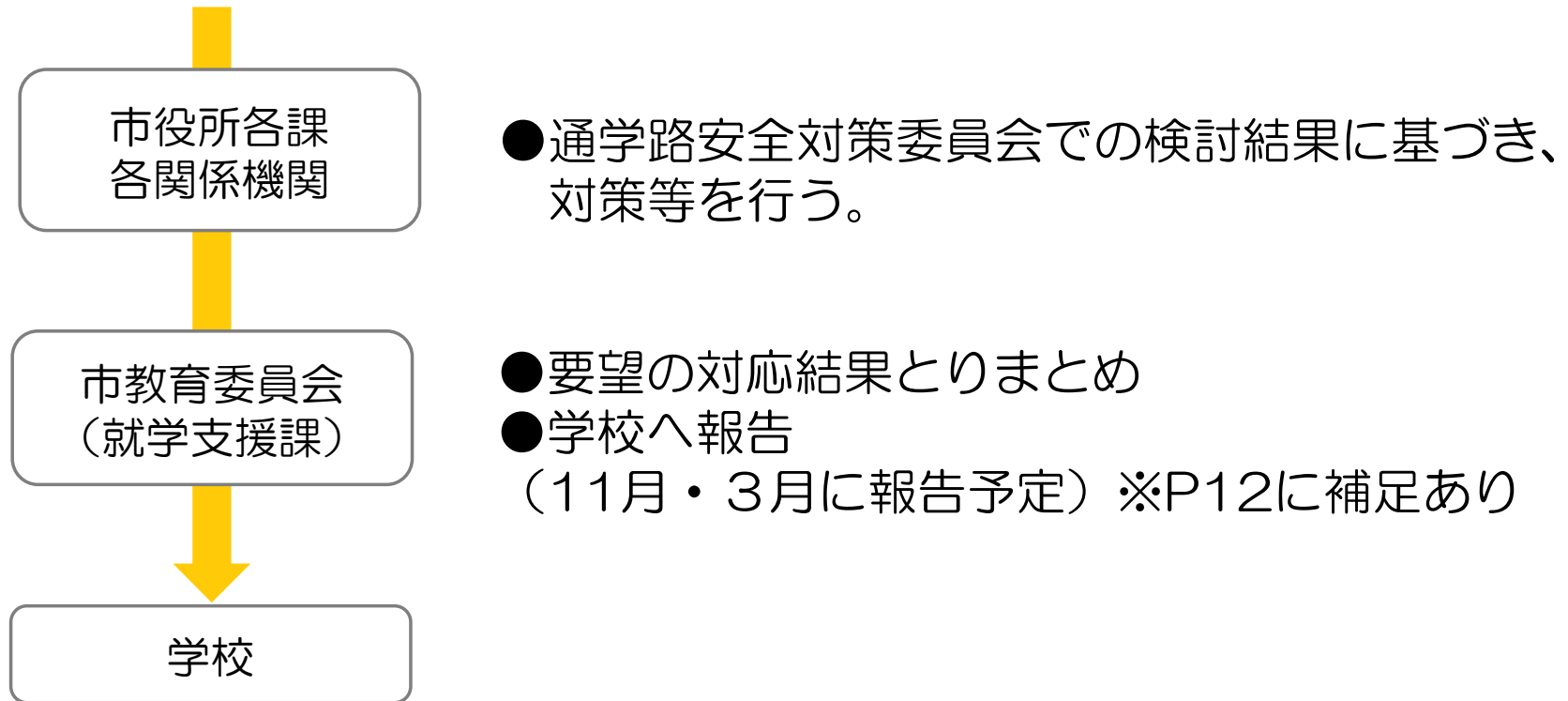
判断が難しい場合は、
就学支援課へ
お問い合わせください。



4 要望受付～対策までの流れ



4 要望受付～対策までの流れ



()内の時期は目安です。
変更になる場合がありますので、ご了承ください。



4 要望受付～対策までの流れ

学校への報告について（補足）

- 令和6年度までの要望については、就学支援課が各課等からの回答を取りまとめ後、11月頃と3月頃の2度、学校へ報告していました。
- しかし、予算や関係機関との調整が必要な要望もあり、年度内に要望の対応が完了しない場合もありました。
- 令和7年度以降の要望については、翌年度に再度、担当課へ要望の対応状況について追跡調査を行い、11月に学校へ報告することといたします。

《例：令和8年度通学路改善要望書の対応報告時期》

令和8年度11月・3月

令和9年度11月（追跡調査分）

※時期は目安です。

追跡調査報告以降の要望事項の問い合わせについては、要望の回答を作成した課へ、直接ご連絡ください。

皆さまに
3回報告します！



5 担当課等連絡先

担当課	要望内容	連絡先
海老名警察署・交通課	横断歩道・信号機・標識の設置 取締り等	046-232-0110（代表）
海老名警察署・生活安全課	防犯関係	046-232-0110（代表）
厚木土木事務所東部センター	県道にかかる要望	0467-79-2800（代表）
地域づくり課	電柱幕の設置・交換	046-235-4789（直通）
道路管理課	道路標示・白線の塗装 補修関係等（市道）	046-235-9386（直通） 046-235-9387（直通）
道路整備課	道路・歩道の整備等（市道）	046-235-9612（直通） 046-235-9613（直通）
就学支援課	立哨員等	046-235-4918（直通）

※通学路全般や事務に関するお問い合わせは、就学支援課へお願いいたします。

※電柱については電力会社等、管理者へお問い合わせください。